

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和8年7月29日

特定事業主名：大船渡市長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.9 %
全職員	68.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	68.0 %
本庁課長相当職	104.7 %
本庁課長補佐相当職	97.5 %
本庁係長相当職	104.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4 %
31～35年	97.6 %
26～30年	90.0 %
21～25年	100.5 %
16～20年	98.5 %
11～15年	86.9 %
6～10年	76.3 %
1～5年	98.8 %

【説明欄】

- ・令和7年度における給与支給実績に基づき算出。
- ・国、県等の職員から引き続き当市職員となった場合、前職の勤続年数を考慮していない。
- ・男女の差異の割合は、1年間の総支給額を人数で除した、1人あたりの平均支給額を基に算定している。算定の際、1日の勤務時間が7時間45分、1ヶ月あたりの勤務時間155時間（7時間45分×5日×4週）の職員を1人としているが、勤務時間の短い職員は1ヶ月あたりの勤務時間を155時間で除した人数で集計している。
例 1日の勤務時間6時間の職員の場合
（6時間×5日×4週間）÷155時間＝0.77419…
よって、0.8人として集計している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。